(目的)

第1条 水道未普及区域において安全な飲用水を安定的に確保し公衆衛生及び生活環境の向上を図るため、飲用水確保困窮者が新規で飲用井戸の整備を行う事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 水道未普及区域 釜石市水道事業給水条例(平成9年釜石市条例第24号)第2条に規定する給水区域以外の区域で、別表に掲げる地域をいう。ただし、給水区域であっても、配水管の整備がなされていない、又は整備に相当の期間を要する区域等を含むものとする。
  - (2) 共同 2戸以上で構成する組織で、市長が適当と認めるものをいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 市内の水道未普及区域に居住し、個人又は共同で施設を整備及び管理する者
  - (2) 飲用水の確保が困難な状況にある者
  - (3) 当該箇所の土地所有者から承諾が得られる者(土地所有者が異なる場合。)
  - (4) 過去に飲用井戸等の整備に係る保障又は補助金の交付を受けていない者
  - (5) 市税の滞納がない者

(交付対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は、新規で水源確保のための井戸掘削に要する経費及びその他の整備に要する経費とし、次のとおりとする。
  - (1) 水源確保のための井戸掘削(打抜き工事及び素掘り工事を含む。)に要する経費
  - (2) 取水管の整備に要する経費
  - (3) 揚水ポンプの設置に要する経費
  - (4) 送水管の整備に要する経費
  - (5) 給水管(屋内配管及びこれに直結する給水用具を除く。)の整備に要する経費
  - (6) 電気導線の整備に要する経費
  - (7) 貯水施設の設置に要する経費
  - (8) 浄水施設の設置に要する経費
  - (9) 水質検査に要する経費

(補助金額)

- 第5条 補助金額は、交付対象経費の10分の8の額とし、80万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 共同により新規で飲用井戸の整備を行う場合の1戸当たりの補助金額は、それぞれが負担 する交付対象経費の10分の8の額とし、80万円を限度とする。ただし、その額に1,000円 未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

- 第6条 補助金交付申請の期限は、毎年度1月31日とする。
- 2 交付要領第3条第1項第5号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 位置図及び配置図
- (2) 工事計画書
- (3) 工事費用の明細書又は見積書の写し
- (4) 現況写真
- (5) 土地所有者の承諾書(土地所有者が異なる場合。)
- (6) 納税証明書
- (7) 申請者名簿及び代表者選任届兼誓約書(共同の場合。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(完了期限等)

- 第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月31日とする。
- 2 交付要領第10条第5号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。
  - (1) 工事完成図書
  - (2) 工事の施工状況及び工事完了後の写真
  - (3) 工事に要した費用の領収書の写し及び工事内訳書
  - (4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表(第2条関係)

水道未普及区域	甲子町(大洞) 鵜住居町(外山) 両石町(女遊部) 橋野町(青ノ
	木・中村・能舟木・横内・古里・沢桧・早栃) 唐丹町(山谷・荒
	川· 川目(鍋倉))